

# 平成 28 年度 第 1 回

## 愛南町定例農業委員会議事録

招 集 年 月 日	平成 28 年 4 月 25 日(月) 午前 16 時 00 分～午後 16 時 50 分					
招 集 の 場 所	御荘文化センター 2 階 大研修室					
出席委員  <u>27 名</u>  欠席委員  <u>0 名</u>	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	和喜田 重則	出	15	太田 憲男	出
	2	畑田 藤志郎	出	16	土居 尚行	出
	3	岡添 薫代	出	17	倉田 健二	出
	4	松本 隆	出	18	河野 仁	出
	5	増崎 淳子	出	19	大黒 富与	出
	6	宮本 俊三	出	20	山平 重治郎	出
	7	上田 來喜	出	21	西崎 梅一	出
	8	佐藤 恵子	出	22	埜下 浩孝	出
	9	山口 深	出	23	船平 晃	出
	10	山本 哲也	出	24	赤松 作男	出
	11	和泉 壽男	出	25	山田 聡	出
	12	西口 孝	出	26	藤井 吟一郎	出
	13	門田 茂	出	27	谷口 八千代	出
	14	山本 洋文	出			
議事録署名人	25	山田 聡		26	藤井 吟一郎	
職務のため総会に 出席した者の氏名	事務 局長	吉村 克己		課長 補佐	松本 仁志	
会議の内容	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について</p> <p>議案第3号 農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)</p> <p>議案第4号 農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積に代わるべき別段の面積の承認について</p> <p>議案第5号 平成 27 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)・平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の承認について</p>					

## 平成 28 年度第 1 回愛南町定例農業委員会次第

議長(会長)	只今から平成 28 年度愛南町農業委員会第 1 回定例総会を開会致します。
会長	(会長挨拶)
事務局	それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。西崎会長、議事進行をお願い致します。
議長(会長)	それでは、これより本日の会議を開きます。 出席委員は 27 名中 27 名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。 まず、日程第一、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に、25 番、山田 聡委員と 26 番、藤井 吟一郎委員を指名致します。 それでは、日程第二、議案審議に入ります。 まず、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認頂きますようお願い致します。 受付番号 1 番、広見 1575 番 1 でございます。地目・面積は田・4,513 m <sup>2</sup> で 3 条有償移転でございます。経営面積は 175.3a でございます。 以上 1 件でございます。申請書等また現地確認した結果、第 3 条第 2 項の各号には該当しないと考えております。ご審議のほど宜しくお願い致します。
議長(会長)	只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。1 番お願い致します。
委員	譲渡人は現在、町外に住んでいて、とても手が回らないので譲受人にお願いしたいとのことでした。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。

委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。
議長(会長)	次に議案第2号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案第2号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号1番、麦ヶ浦118番外1筆、地目・面積は畑・788㎡でございます。調査年月日は平成27年11月12日、これは農地パトロール全体の最終日となっております。利用状況調査結果は荒廃農地、荒廃農地調査分類はB分類でございます。場所は、県道高茂岬船越線の麦ヶ浦のバス停留所から山側に100mほど上った付近になります。</p> <p>平成28年4月19日に現地確認に行きました。航空写真を見て頂いたらお分かりとは思いますが、状況といたしましては、山林になっておりました。隣接する土地も現状は雑木等が生長しており、農地としての復旧は困難であるかと思われます。</p> <p>以上1件でございます。ご審議のほど宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。
議長(会長)	次に議案第3号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第3号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。

受付番号 1 番は再設定で、城辺甲 2365 番 2、地目・面積は田・811 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は 1 年でございます。

受付番号 2 番は再設定で、城辺甲 2570 番 1、地目・面積は田・622 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は 1 年でございます。

受付番号 3 番は再設定で、城辺甲 2456 番 1、地目・面積は田・987 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は 6 年でございます。

受付番号 4 番は再設定で、城辺甲 2561 番外 1 筆、地目・面積は田・2,635 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は 1 年でございます。

受付番号 5 番は再設定で、御荘長月 531 番 2、地目・面積は田・938 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は 6 年でございます。

受付番号 6 番は再設定で、御荘長月 624 番 1、地目・面積は田・2,662 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は 6 年でございます。

受付番号 7 番は再設定で、御荘長月 858 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・4,035 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は 6 年でございます。

受付番号 8 番は再設定で、小山 811 番 1、地目・面積は田・1,514 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は 6 年でございます。

受付番号 9 番は再設定で、小山 1683 番外 1 筆、地目・面積は田・1,071 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は 6 年でございます。

受付番号 10 番は再設定で、小山 804 番外 1 筆、地目・面積は田・2,398 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は 6 年でございます。

受付番号 11 番は再設定で、広見 592 番外 4 筆、地目・面積は田・2,644 m<sup>2</sup>、畑・1,058 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 12 番は再設定で、広見 2300 番 1 外 6 筆、地目・面積は田・4,608 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 13 番は再設定で、御荘菊川 1492 番 1、地目・面積は田・856 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は 10 年でございます。

受付番号 14 番は再設定で、御荘菊川 3367 番 1 外 2 筆、地目・面積は田・2,092 m<sup>2</sup>、使用貸借で生産物はブロッコリー、期間は 1 年でございます。

受付番号 15 番は再設定で、御荘菊川 1889 番、地目・面積は田・1,846 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は 10 年でございます。

受付番号 16 番は再設定で、御荘長月 1318 番外 7 筆、地目・面積は田・3,399 m<sup>2</sup>、畑・4,646.53 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は果樹、期間は 5 年でございます。

す。

受付番号 17 番は再設定で、御荘長月 1346 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・459 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は果樹、期間は 5 年でございます。

受付番号 18 番は再設定で、上大道 1509 番 1 外 3 筆、地目・面積は畑・3,697 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物はミニトマト、期間は 5 年でございます。

受付番号 19 番は再設定で、増田 1415 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・1,324 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は 10 年でございます。

受付番号 20 番は再設定で、広見 1453 番 1、地目・面積は田・3,390 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 21 番は再設定で、増田 1284 番、地目・面積は田・831 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 22 番は再設定で、城辺甲 4060 番外 1 筆、地目・面積は田・1,088 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は 6 年でございます。

受付番号 23 番は再設定で、御荘長月 308 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・11,401 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 24 番は再設定で、御荘菊川 302 番外 1 筆、地目・面積は田・4,413 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は 6 年でございます。

受付番号 25 番は再設定で、緑乙 3468 番外 1 筆、地目・面積は田・2,399 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は 3 年でございます。

受付番号 26 番は再設定で、御荘菊川 2662 番、地目・面積は畑・8,324 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は果樹、期間は 2 年でございます。

受付番号 27 番は再設定で、増田 4755 番 1、地目・面積は田・1,923 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年 1 ヶ月でございます。

受付番号 28 番は再設定で、柏 1568 番 1、地目・面積は畑・347 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は河内晩柑、期間は 5 年でございます。

受付番号 29 番は新規で、城辺甲 3854 番 1、地目・面積は田・898 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は 1 年でございます。

受付番号 30 番は新規で、御荘和口 346 番外 1 筆、地目・面積は田・3,989 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は 10 年でございます。

受付番号 31 番は新規で、御荘和口 1827 番、地目・面積は田・1,548 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 32 番は新規で、御荘和口 239 番、地目・面積は田・726 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 33 番は新規で、上大道 995 番外 2 筆、地目・面積は田・1,283 m<sup>2</sup>、使用貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。

受付番号 34 番は新規で、増田 2009 番 1、地目・面積は田・421 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 35 番は新規で、増田 2011 番 1、地目・面積は田・918 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 36 番は新規で、御荘平城 5324 番、地目・面積は田・534 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は 5 年でございます。

受付番号 37 番は新規で、御荘平城 5323 番、地目・面積は田・625 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は 5 年でございます。

受付番号 38 番は新規で、御荘平城 3651 番、地目・面積は田・988 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は 4 年 3 ヶ月でございます。

受付番号 39 番は新規で、広見 763 番 1 外 16 筆、地目・面積は田・9,286 m<sup>2</sup>、畑・5,501 m<sup>2</sup>、使用貸借で生産物は水稲、期間は 10 年でございます。

受付番号 40 番は新規で、御荘長月 898 番 1、地目・面積は田・493 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は野菜、期間は 2 年でございます。

受付番号 41 番は新規で、御荘長月 892 番 1、地目・面積は田・1,115 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は野菜、期間は 2 年でございます。

受付番号 42 番は新規で、御荘長月 522 番 1、地目・面積は田・2,512 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は 2 年でございます。

受付番号 43 番は新規で、御荘長月 531 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・4,755 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は 2 年でございます。

受付番号 44 番は再設定で、緑乙 697 番、地目・面積は田・1,278 m<sup>2</sup>、使用貸借で生産物は水稲、期間は 3 年でございます。

受付番号 45 番は再設定で、広見 1587 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・1,752 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は飼料稲、期間は 6 年でございます。

受付番号 46 番は再設定で、広見 1567 番 1、地目・面積は田・3,737 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は飼料稲、期間は 6 年でございます。

受付番号 47 番は再設定で、正木 529 番 1 外 2 筆、地目・面積は田・4,563 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は飼料稲、期間は 6 年でございます。

受付番号 48 番は再設定で、広見 1379 番外 1 筆、地目・面積は田・5,011 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は飼料稲、期間は 6 年でございます。

受付番号 49 番は再設定で、広見 1010 番外 2 筆、地目・面積は田・7,482 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は飼料稲、期間は 6 年でございます。

受付番号 50 番は再設定で、広見 1434 番 1、地目・面積は田・7,000 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は飼料稲、期間は 6 年でございます。

受付番号 51 番は再設定で、広見 1215 番外 1 筆、地目・面積は田・5,653

	<p>m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は飼料稲、期間は6年でございます。</p> <p>受付番号52番は再設定で、広見1507番1外1筆、地目・面積は田・1,616 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は飼料稲、期間は6年でございます。</p> <p>受付番号53番は再設定で、広見1278番外1筆、地目・面積は田・8,336 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は飼料稲、期間は6年でございます。</p> <p>受付番号54番は再設定で、広見1219番、地目・面積は田・5,850 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は飼料稲、期間は6年でございます。</p> <p>以上いずれの案件におきましても農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありました。19番は太田委員が議案当事者ですので退室をお願い致します。</p> <p>(太田委員退室)</p>
議長(会長)	<p>19番について、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>19番はご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>(太田委員入室)</p>
議長(会長)	<p>次に29番は和喜田委員が議案当事者ですので退室をお願い致します。</p> <p>(和喜田委員退室)</p>
議長(会長)	<p>29番について、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>

委員	(異議なし)
議長(会長)	29番はご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。
	(和喜田委員入室)
議長(会長)	その他の分について、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
委員	39番は、貸し手と借り手が親子で住所も同じだが、利用権を設定する必要があるのか。
事務局	農業者年金の関係で、経営移譲年金の受給に際して必要となるためです。
委員	44番は、賃借料が記載されていないが。
事務局	賃貸借ではなく、無償の使用貸借であるため、賃借料はありません。
議長(会長)	他にありませんか。無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。
議長(会長)	次に議案第4号、農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積に代わるべき別段の面積の承認について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第4号、農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積に代わるべき別段の面積の承認について、下記のとおり付議するということです。例年申し上げておりますとおり、平成21年から農地法の改正により毎年下限面積を設定するようになっております。今年も昨年と同様とさせて頂いております。 ご審議のほど宜しくお願い致します。

議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
委員	<p>県下の状況はどうなのか。以前、視察研修に行ったところでは、多くの者が農業に参入できるよう、下限面積を 20a に設定していた地域もあったようだが。</p> <p>農業者を増やすという観点では良いことだと思うが、県下の流れ的には現在どのような状況なのか。</p>
事務局	<p>この場には資料を持ち合わせていないので、次回の定例会時にお知らせします。</p>
委員	<p>今回の案件については別に問題ないが、将来見直す機会がでてくるかもしれないので、参考までに県下の状況も知っておきたい。</p>
議長(会長)	<p>事務局は、次回の定例会の時に県下の状況を準備しておいてください。</p>
議長(会長)	<p>他にありませんか。無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p>
議長(会長)	<p>次に議案第5号、平成 27 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)、平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の承認について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第5号、平成 27 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)、そして平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の承認について、ご説明させていただきます。</p> <p>すでにお目通しのことと存じますので、特に重要な部分を中心に説明させていただきます。</p> <p>お手許の資料「平成 27 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」をご覧ください。まず大きい I 番、法令事務に関する点検につきまして</p>

は、昨年度とほぼ同じ内容ですので、説明は省略いたします。1枚めくっていたきまして大きいⅡ番、法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価ですが、1の現状及び課題といたしまして、管内農地面積に占める遊休農地面積の割合は1.60%となっております。2の平成27年度の目標及び実績ですが、遊休農地面積の削減目標15haに対しまして実績が38ha、達成状況は253.33%となりました。これは、農地パトロールによる現況把握の結果、A判定からB判定となった農地が多くあったためと思われます。

次に大きいⅢ番、促進等事務に関する評価です。1は省略しまして次のページ、2の担い手への農地の利用集積ですが、1の現状及び課題といたしまして、管内農地面積に占めるこれまでの集積率は8.65%となっております。2の平成27年度の目標及び実績ですが、集積面積の目標38haに対しまして実績が30ha、達成状況は78.95%と、目標には届かなかったため、目標値の見直しが必要と思われます。

次に、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)です。

まずはご覧いただきました通り、昨年度までと様式が変わっております。28年度以降はこの様式を使用するよう、県から指示がありましたので、お知らせしておきます。

まず大きいⅠ番、農業委員会の状況につきましては、農林業センサスから転記した数字になっております。次のページ、大きいⅡ番、担い手への農地の利用集積・集約化につきましては、28年度の集積目標を、新規集積面積20haを含めて291haに設定しております。次に、大きいⅢ番、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、28年度の目標を、5経営体で9.2haと設定しております。

次に大きいⅣ番、遊休農地に関する農地につきましては、28年度の目標解消面積を、現在の遊休農地面積の7haと設定しております。

最後に大きいⅤ番、違反転用への適正な対応としまして、現在把握している違反転用面積が0.37haあります。今後とも啓発活動や農地パトロール等により違反転用の発生防止に努めたいと思います。

以上で説明を終わります。ご審議のほど宜しくお願い致します。

議長(会長)

それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。

委員

違反転用面積については、内容を詳細に把握しているのか。

事務局	<p>税務課の固定資産税データと突合しています。固定資産税は現況課税であるため、登記上の地目と固定資産税上の地目とのマッチングを行い、不突合となる筆について把握しています。</p>
委員	<p>組織化・法人化している農業経営体はどれくらいあるのか。 組織化した際のメリットなども教えてほしい。</p>
事務局	<p>地域の農事組合等もありますが、この場には資料がないため組織の数はお知らせできかねます。 組織化した際のメリットは、農業用機械の購入の際の補助など、各種補助金が該当になる場合もあります。</p>
委員	<p>農業生産法人からの報告の欄で、報告書を提出していない法人が2つあるが、報告書の提出は義務化されているのか。</p>
事務局	<p>提出の義務はあります。こちらからも督促を行いました。それでも提出がないのがその2件です。提出がないと、次回からの利用権設定ができません。</p>
委員	<p>法人化について、私も山の方の関係で生産組合を作っているが、解散するときに多額の費用が発生する。今後、法人化を考えている団体には、メリットばかり宣伝するのではなく、こういったデメリットも知らせるべきだと思う。</p>
議長(会長)	<p>他にありませんか。無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p>
議長(会長)	<p>以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。</p>

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議 長 西 崎 梅 一

議事録署名人

議事録署名人